

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員、評議員、評議員選任・解任委員会及び第3者委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第3者委員をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として支給する。（定款第13条第4項及び第26条第2項の場合を含む。）
- 3 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 業務のため会議等に参加したときの旅費及び宿泊料（以下「旅費等」という。）は、別表第2に定める額

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等の報酬等の額は、前条第1号及び第2号のとおりとする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等の報酬等は、毎月15日を締め日とし、同月25日（土、日に当たる場合は前日）支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、銀行口座振り込みにより本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞

なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は令和3年7月14日(定款の認可日)から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額

役職名	報酬の額
役員等	(1) 会議等への出席の都度：1人一律 5,000円 (2) 監査又は研修会等への出席の都度:1人一律 5,000円

別表第2 役員等の旅費及び宿泊料

区分	旅費の額
航空費	実費
車賃	37円/1kmにつき
宿泊料	12,000円